

平成 2 9 年 度

武蔵村山市総合教育会議 会議録

平成 3 0 年 2 月 5 日

武蔵村山市

平成29年度武蔵村山市総合教育会議

1 日 時 平成30年2月5日(月)

開会 午後 1時59分

閉会 午後 2時52分

2 場 所 武蔵村山市役所4階 401大集会室

3 出席委員 藤野 勝 持田 浩志

土田 三男 島田 妙美

杉原 栄子

欠席委員 比留間 雅和

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 内野 正利

学校教育担当部長 佐藤 敏数

教育総務課長 井上 幸三

指導・教育センター担当課長 勝山 朗

5 会議に出席した事務局の職員

企画財務部長 高尾 典之

企画政策課長 鈴木 義雄

企画政策課 主査 平崎 智章

企画政策課 主任 久保田智子

議事日程

1 開 会

2 議 題

いじめ防止対策推進法に係る条例の制定について

3 その他

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組について

(1) ホストタウン登録の概要について

(2) オリンピック・パラリンピック教育について

4 閉 会

◎開会の辞

○高尾企画財務部長 おはようございます。

本日の会議に際して、傍聴の申出はございませんので、御報告させていただきます。

それでは、市長、よろしくお願いいたします。

○藤野市長 開会に先立ちまして、先ほど比留間教育委員から体調不良のため急きょ欠席の連絡を受けましたが、武蔵村山市総合教育会議設置要綱第4条第3項の規定に基づき、「特別な事由がある」と認め、本日の総合教育会議を開催することといたしました。

それでは、ただいまより平成29年度総合教育会議を開催いたします。

本日は、御多用の中、平成29年度総合教育会議に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

早速ですが、会議次第に従いまして、会議を進めてまいります。

◎議題 いじめ防止対策推進法に係る条例の制定について

○藤野市長 本日の議題につきましては、いじめ防止対策推進法に係る条例の制定についてでございます。

なお、本日は、議題等説明員として、教育部長、学校教育担当部長、教育総務課長及び指導・教育センター担当課長が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題、いじめ防止対策推進法に係る条例の制定について、説明をお願いいたします。

教育部長。

○内野教育部長 それでは、いじめ防止対策推進法に係る条例の制定につきまして、御説明申し上げます。恐縮でございますが、着座にて説明をさせていただきます。

御案内のとおり、平成25年9月2日に施行された、いじめ防止対策推進法におきましては、地方公共団体が設置する組織がいくつか規定されております。それらの組織は、必ず設置しなければならないというものではございませんが、設置する場合には条例にその根拠を置かなければならないものでございます。

いじめはいつ起こるか予想することができません。法律が想定しているような事態が発生したときに、速やかに法律に規定する組織を活用することができるよう、当該組織に係る条

例を制定している市が増えております。本市におきましても、条例制定についての検討を始めていく時期ではないかと考えております。

本日の総合教育会議では、この点につきまして御意見をいただきたいと考えております。なお、いじめ防止対策推進法の概要につきましては、教育総務課長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○藤野市長 教育総務課長。

○井上教育総務課長 着座で失礼させていただきます。それでは、資料1の1ページを御覧いただきたいと思います。

先ほど教育部長からも御説明を申し上げましたが、いじめ防止対策推進法は平成25年9月2日から施行されております。

まず、この法律の目的でございます。

この法律は、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めること、また、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としております。当該法律につきましては、資料の1ページの項番2にお示した三つの組織が規定されております。

まず、No. 1のいじめ問題対策連絡協議会でございますが、こちらは学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察等の関係機関により構成されるもので、いじめの防止等に関する機関の連携を図るために設置するものでございます。

次に、No. 2の教育委員会の附属機関でございますが、地方自治体が策定した地方いじめ防止基本方針に基づくいじめ対策を実効的に行うようにするために必要があるときは設置することができることとされているものでございます。なお、こちらは地方自治法上の附属機関となることから、設置する場合には設置根拠となる条例が必要となります。

いじめ防止対策推進法に基づき、国が策定したいじめの防止等のための基本的な方針では、この二つの組織について、設置することが望ましいとされております。

次に、No. 3の市長の附属機関についてでございますが、こちらにつきましては、その前提となる重大事態の発生時の対処と併せて御説明させていただきたいと思っております。

資料の2ページを御覧ください。

資料の下段になりますが、いじめ防止対策推進法において、重大事態とは、いじめにより

児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いがあると認めるとき、又は、児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときと規定されています。

上段の(1)の表を御覧ください。このような重大事態が発生した場合、教育委員会又は学校は、調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施することとされております。また、調査の結果により判明した事実関係等の情報を、保護者に適切に提供することとされております。なお、先ほど御説明申し上げました、資料1ページのNo. 2の教育委員会の附属機関が、この調査組織を兼ねることができるとされています。

また、(2)の報告の流れでございますが、重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通して重大事態が発生した旨を市長に報告しなければならないこととされております。市長は必要があると認めるときは(1)で学校又は教育委員会の下に設置した調査組織が行った調査結果について、附属機関を設けて調査を行うことができるとされております。

1ページにお戻りいただきたいと思っております。

No. 3の市長の附属機関は、いわゆる再調査のために設置する機関でございます。こちらにつきましても、No. 2の教育委員会の附属機関と同様に、地方自治法上の附属機関となることから、設置する場合には設置根拠となる条例が必要となります。

なお、この再調査につきましては、1ページの下から4行目の二つ目の※印のとおり、国のいじめ防止等のための基本的な方針において、附属機関による再調査のほか、地方公共団体が既に設置している附属機関や監査組織等を活用しながら再調査を行うことも考えられるとされております。

続きまして、資料の3ページを御覧ください。

多摩26市の条例の制定状況でございますが、26市中10市が条例を制定している状況でございます。

また、条例のイメージでございますが、別紙といたしまして、青梅市の条例をお示ししております。資料にお示したとおり、青梅市の条例においては、附属機関を設置するための根拠規定だけではなく、市としていじめ防止対策推進法をどのように具体化していくかという観点から、いじめの防止等のための対策についての基本理念等も規定をしております。

説明は以上でございます。

○藤野市長 ただいま説明がありましたが、皆様の御意見をお願いいたします。

土田委員。

○土田委員 それでは、お伺いさせていただきます。

いじめ防止対策推進法は平成25年に成立しているわけですが、本市におきましては、その法制定以前に市、教育委員会、学校、児童・生徒が一丸となって、いじめ防止対策に取り組んできた経過があります。その後法律が制定されたのですが、当時いじめによる重大な事件・事故等が起きているという背景はあるのですが、その法律が成立した背景についてはどのような流れだったのでしょうか。

○藤野市長 教育部長。

○内野教育部長 それでは、お答えいたします。

ただいま、土田委員から御発言がありましたとおり、平成23年10月に滋賀県大津市におきまして、中学生がいじめを苦にして自殺をするという事件が発生いたしました。これに伴い、国におきましては、学校、教育委員会関係者が担う責務を認識すべきである、また、いじめに対峙していくための理念や体制を整備する法律の制定が必要であるといった提言がなされました。これを受けて、平成25年にこのいじめ防止対策推進法が制定されたと認識しております。

○藤野市長 他にございますか。

杉原委員。

○杉原委員 いじめというのは、最初はちょっとしたからかいなどから変わって行って、いじめになっていくことが多いのですけれども、初期段階でそういうことを把握することは非常に重要だと思うのですね。最近では、子供たちがスマホなどいろいろ持って行って活用したりしていて、インターネットによるいじめなどということも出てきたように思うのですが、そのあたりのことはどのように考えて把握していらっしゃるのかということ、個人情報ということで非常に把握も難しいのではないかと思います。

○藤野市長 指導・教育センター担当課長。

○勝山指導・教育センター担当課長 お答えをいたします。

今、委員の方から御指摘がありました、なかなか見えにくい形でのインターネット上のいじめですけれども、学校に携帯電話を基本的には持って行きませんので、なかなか把握をしにくいというのが御指摘のとおりかと思っております。

そして、昨年度、平成28年度の学校からの報告によりますと、インターネット上のいじめについての報告がいじめ全体の中で占める割合としては、極めて低い状況でございます。

しかしながら、最近では、パソコンやスマートフォンを使用している児童・生徒が非常に

多くなっていることから、御指摘のようないじめが把握しきれていないということもあるものと考えているところでございます。

いじめ防止対策推進法第2条第1項では、いじめが、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）と定義されています。情報機器の普及や情報技術の進化に併せて、いじめの形態も変化してきている、そして、これからも変化していくものと予想されます。

法律でこのように明確に定義されていることから、私どもといたしましては、児童・生徒が相談をしやすい体制づくりを推進していく等、こういったいじめに対してもしっかりと対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○藤野市長 はい、ありがとうございました。他に。

島田委員。

○島田委員 以前、インターネット上でいじめを受けて、学校を休みがちになっていたお子さんがいるというお話があったと思いますが、その件については丁寧な指導により解決したという報告も聞いております。そのときに大変安心した記憶がございますが、そのお子さんはその後どのようにされているのでしょうか。

○藤野市長 指導・教育センター担当課長。

○勝山指導・教育センター担当課長 お答えをいたします。

以前御報告をさせていただいた後につきましても、当該校から報告は続けて行われておりますが、その学校からの報告によりますと、そのお子さんにつきましては、現在も元気に登校をして、学校生活を送っているということでございます。

いじめにつきましては、どこでも起こり得るものであるという認識の基に、学校との連携を密にしながら迅速に対応していきたいという風に考えてございます。

以上でございます。

○藤野市長 他にございませんか。

土田委員。

○土田委員 資料に、いじめ防止対策推進法に定める組織が表示されています。その中で、教育委員会の附属機関とか市長の附属機関という組織が掲げられておりますが、具体的にはどのようなメンバーをイメージされているものなのでしょうか。

○藤野市長 教育総務課長。

○井上教育総務課長 お答えさせていただきます。

国から提示されております資料等を見ますと、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門的知識を、又は、専門的経験を有する者というような記載がございます。

以上でございます。

○土田委員 ありがとうございます。

○藤野市長 島田委員。

○島田委員 資料の3ページを見ますと、条例を制定している市とそうでない市がありますが、なぜ条例を制定している市とそうでない市があるのか、教えていただきたいと思います。

○藤野市長 教育総務課長。

○井上教育総務課長 お答えをいたします。

資料の3ページでございます。条例を制定していない市にいくつかお伺いをしたところでございますが、既に他の条例で同様の内容を規定しているため、改めて条例は制定しないといった御意見やいじめ防止基本方針により対応が可能であると捉えているというような御意見がございました。

以上でございます。

○藤野市長 はい、ありがとうございました。

よろしいですか。

杉原委員。

○杉原委員 子供一人一人が、安全で夢をもって生きていけるということは非常に大事なことだと思うのですね。今回、このいじめを未然に防止するという事で、条例を制定する意義は大きいと思うのですが、具体的に教育委員会の事務局としては、この条例の制定について、どのようにお考えなのかを伺いたしたいと思います。

○藤野市長 教育部長。

○内野教育部長 それでは、お答えをさせていただきます。

重大事態が発生した際に、学校又は教育委員会が調査組織を設置すると法律には規定されています。国の資料によりますと、教育委員会が調査の主体となる場合は、この附属機関を調査を行うための組織とすることが望ましいとされております。しかし、重大事態が発生してから、急きょ附属機関を起ち上げるとことは非常に困難でありますし、迅速な対応が取れないのではないかと危惧しております。

このため、具体的な人選は別といたしましても、条例を始め、速やかに附属機関を設置できる環境を整備しておくことが望ましいのではないかと考えております。

以上でございます。

○藤野市長 土田委員。

○土田委員 この東京26市においては、条例を制定している市が10自治体ということで、あとはされていない状況になっているのですが、条例を制定するとかしないについて、いろいろな問題があると思うのですね。条例を制定いたしますと、市の責務、学校、教員の責務、更には保護者の責務ということで義務化が当然網羅されてくると考えているのですが、そういった側面から多く検討する必要が出てくる。当然制定する段階では、市民に対するパブリックコメント等の実施によって、多くの意見を聞きながら流れるものと理解しておりますが、ただいまの御説明を受けまして、状況的にはよく分かりました。今後、事務局において検討を進める中においても、幅広く考えを集約して、進めたらいかかと思えます。よろしく願いいたします。

○藤野市長 はい、ありがとうございました。

御意見ということで。

○土田委員 はい。

○藤野市長 はい。他にございませんか。

ないようでしたら、私から一つお尋ねします。

武蔵村山市は、過去にいじめ撲滅サミットを議場で行って、そういうときから児童・生徒のいじめに対する意識というのは、ものすごく高まってきたのではないかと感じているのですね。他市と比較はできないですけども、武蔵村山市のいじめに対する現状と重大事態というものが発生した例があるのか、お分かりでしたらお話をいただけますか。

指導・教育センター担当課長。

○勝山指導・教育センター担当課長 お答えをさせていただきます。

他市と比べてというところで、具体的にはお話できない部分もあるかと思いますが、いじめの発生件数といたしましては、例年本市では15件から20件程度を推移しており、中学校からの報告の方が多い状況でございます。

内容につきましては、重大事態につながるような案件についての報告については、本市では今まで発生しておりません。いじめに対しましては、教員ももちろんそうですが、児童・生徒が身の周りで起こっていることに対してのアンテナを高くしておくことがとても

大切だと考えてございます。本市におきましては、まずはそのような疑われる案件があった場合には、いじめと認知するか否かは別として、学校から教育委員会に一報、報告を入れること、その後いじめと認定する状況であれば、認知報告書というものを提出するように、各学校と教育委員会が協力・連携をして進めていく体制をとっているところでございます。

以上でございます。

○藤野市長 はい、ありがとうございます。

他にございませんか。

杉原委員。

○杉原委員 意見ということで、発生件数から認知件数ということで変わって、私はその数ではなくて、その数を把握して取り組んでいく学校の姿勢が大事なのだと思うのですね。だから、数は多いかもしれないが未然に察知して取り組んでいるということで、私たち自身がその問題に対して、どんな風に受け止めながら、より良い人間関係を育成するかということが、非常にいじめ問題の防止に役立つのではないかと。だから、私たちの認識ももっと深めていかななくてはならないと思います。ありがとうございます。

○藤野市長 良い御意見をありがとうございました。

他にございますか。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○藤野市長 それでは、いじめ防止対策推進法に係る条例の制定につきましては御意見をいただき、大変ありがとうございました。

本日の御意見を踏まえまして、条例を制定する方向で進めてまいりたいと思います。

◎その他

○藤野市長 次に、その他といたしまして、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組についてでございます。

まず、ホストタウン登録の概要について、説明をお願いいたします。

企画政策課長。

○鈴木企画政策課長 企画政策課長の鈴木でございます。改めましてよろしくお願いたします。失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

資料2の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に係るホストタウン登録の概要について説明いたします。

まず、内容に入ります前に、少し説明させていただきたいと思います。

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、開催都市の東京のみならず、全国各地で様々な取組が行われています。

本年1月15日付の市報むさしむらやまの一面でもお知らせしましたとおり、平成29年12月11日に本市がモンゴル国のホストタウンに登録されました。

参考といたしまして、モンゴル国は、ソ連・東欧の崩壊後の1992年にモンゴル人民共和国からモンゴル国へと国名を改称しております。

それでは、内容につきまして、説明させていただきます。

まず、資料左上のホストタウンの目的でございます。ホストタウンとは、2020年、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、多くの選手や観客が日本へ来訪することを契機に、全国の地方公共団体と大会参加国や地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、地域の活性化等を推進するために国が進めている施策でございます。

このホストタウン制度につきましては、オリンピック選手やパラリンピック選手の事前合宿などを行う施設の受け入れが可能な自治体ばかりではないことから、大会参加国等との人の交流を東京大会終了後も継続的に行っていくことも考えているものでございます。

次に、登録に必要な取組でございます。今後行う必要がある取組になります。全部で4点ございます。

1点目は、大会に参加するために来日する選手と住民等の交流でございます。これは、本市では、モンゴルのオリンピック・パラリンピアンとなります。

2点目は、大会参加国や地域の関係者と住民等の交流でございます。これは、後ほど説明いたしますが、現在のところ、両国の子供たちの交流を中心に行っていきたいと考えております。

3点目は、日本人オリンピック・パラリンピアンと住民等の交流でございます。これは、現役の選手とは限らず、OB・OGでもよいことになっております。

4点目は、1点目から3点目までの交流に伴い行われる取組であって、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図ろうとするものとなっております。なお、登録に際しまして、先程申しあげましたとおり、事前合宿は必須条件とはなっておりません。

次に、ホストタウン登録の状況でございます。

平成29年12月11日現在、この日に第五次登録が決定したのですが、全国で登録件数が211件、282団体となっております。登録件数と団体数が一致していないのは、複数団体が合同で登録申請を行い、登録されているためでございます。

東京都では、本市も含め、登録件数12件、団体数も同じく12団体となっております。ちなみに市部では、7市で、武蔵野市がルーマニア、青梅市がドイツ、府中市がオーストリア、調布市がサウジアラビア、町田市が南アフリカ、東村山市が中国、そして、本市がモンゴルでございます。

モンゴル国のホストタウンとしては、本市も含め、全国で登録件数が10件、15団体となっております。なお、この一覧表の中では、各国の正式名称ではなく、略称が記載されております。本来はモンゴル国であります、モンゴルですとか、中華人民共和国を中国と表記しております。

次に、右上に移りまして、モンゴル国の概要でございます。

モンゴル国の面積は、日本の約4倍の約156万平方キロメートル、人口は日本の約40分の1の約312万人、首都はウランバートル市で、その人口は約140万人でございます。また、モンゴルの気候は年間を通じて乾燥しており、気温は、夏は平均19度前後、10月下旬には零下になり、12月から2月には-20度以下になる日が多くなります。ちなみに、市長が渡航しました11月8日の朝7時の気温は-19度でした。

次にホストタウン登録までの経過でございます。

平成29年7月21日及び8月31日に、市長が駐日モンゴル国大使館を訪問し、大使等と面会しました。市の概要説明やホストタウン登録に向けての協力依頼を行いました。

また、11月5日から8日まで市長が実際にモンゴル国を訪問し、外務大臣、教育・文化・科学・スポーツ大臣、大統領特使、大統領特使は元横綱の朝青龍となります。これら政府要人を表敬訪問し、ホストタウン登録に向けた協力の依頼等を行いました。

また、ウランバートル市には九つの区があるのですが、その中の一つであるハンオール区の区長を表敬訪問いたしまして、今後の相互交流、将来的な姉妹都市協定についてお話をいたしました。

そして、12月11日にモンゴル国のホストタウンとして内閣官房に登録されました。

なお、本市とモンゴル国との結びつきの経緯でございますが、これまで本市とモンゴル国との交流はございませんでした。

東京大会の開催に向け、大会参加国等との国際交流を図ることのできるチャンスでありますので、企画財務部では様々な話し合いをしてまいりました。

市内の状況を見ますと、市内の小学校では、これまで、日本の国技である相撲を授業に取り入れ、社会科見学としての大相撲観戦の実施や高校相撲部のコーチを招いた相撲の授業を行ってきており、小学生による「村山っ子相撲大会」を毎年開催し、本市の学校教育では相撲への取組に大変力を入れてきました。

一方、モンゴル国では、幼少期から日本の相撲とよく似たモンゴル相撲が盛んであり、また、モンゴル国からは、これまでに日本の角界に4人の横綱をはじめ、多くの関取を輩出しており、モンゴル国民の日本に対する関心も高まってきているものと推察しております。

そこで、モンゴルの相撲と日本の相撲を通じて、両国の子供たちが交流を図り、それをきっかけとして、本市とモンゴル国との間で、文化・スポーツの交流が図られればと考え、昨年の7月、8月に、市長が駐日モンゴル国大使館を訪問させていただき、本市の現状や交流に対する考え方をお示しさせていただき、先程の経過を経て、ホストタウンの登録となりました。

最後にこれからの計画でございます。

資料に記載のものは、国の内閣官房へのホストタウン登録申請時に添付したものでございます。資料の右下でございます。

まず、大会開催前の期間に、相撲を中心とした交流、具体的には、モンゴル国の子供たちを本市へ招き、「村山っ子相撲大会」に参加していただき、日本の子供たちと交流を図るものでございます。

また、日本人のオリンピック・パラリンピアンとの交流として、レスリング等の競技体験イベントを開催したいとも考えております。

次に、大会期間中には、実際の競技の観戦ツアーを企画し、モンゴル国と本市の子供たちが一緒に両国の選手を応援できればと考えております。

そして、大会後には、先ほど登録までの経過で説明いたしましたとおり、ウランバートル市ハンオール区との姉妹都市の協定締結に向けまして、取組を推進していきたいと考えております。

参考としまして、先ほども少しお話しましたが、首都ウランバートル市では、日本でいうところの政令市のような市で、九つの区がウランバートル市に属しております。ハンオール区はそのうちの一つとなります。

実際に伺ったときの区長さんのお話によりますと、人口は約16万人で、チンギスハーン国際空港が所在しており、その管轄もしているそうです。また、現在、新しい空港も区内に建設中で、九つの区の中で一番発展しているそうです。

姉妹都市協定につきましては、2020年、平成32年の本市の市制50周年、または、その2年後の2022年には、日本とモンゴル国との外交関係樹立50周年を目途に締結できればと考えております。

なお、これらの計画につきましては、今後、モンゴル国や、関係機関等と調整し、実施していく予定でございます。

両国の子供たちを中心とした交流事業を進めていくに当たっては、委員の皆様にお力添えいただく場面が多くあるかと思っておりますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に係るホストタウン登録の概要の説明については以上でございます。

○藤野市長 はい、ありがとうございました。

続きまして、オリンピック・パラリンピック教育について、説明をお願いいたします。
学校教育担当部長。

○佐藤学校教育担当部長 それでは、オリンピック・パラリンピック教育について、説明をいたします。申し訳ございませんが、着座にて説明をさせていただきます。

まずは、オリンピック・パラリンピック教育について説明いたします。リーフレットの1ページを御覧ください。

オリンピック・パラリンピック教育は、平成32年に開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた気運醸成と国際社会に貢献するとともに、東京、そして日本の更なる発展の担い手となる人材育成を目指して行う教育でございます。また、この東京大会の経験を通じ、子供たちにとってその後の人生の糧となるような、かけがえのないレガシーにつながる教育に取り組むこととなっております。

続きまして、オリンピック・パラリンピック教育を実施する学校についてですが、東京都では平成26年度と27年度は、先進的に取り組む学校を順次指定し、平成28年度からは都内全公立学校・園で実施をしております。

本市におきましては、平成26年度に第三小学校、村山学園、そして第一中学校が、平成27年度には第七小学校、第九小学校、第十小学校、第四中学校、第五中学校が指定をされ、平成28年度からは全校が指定されました。平成29年度からは、この全校指定に加え、ア

ワード校と呼ばれる五つの資質を育成するための取組を、より充実するために顕彰を受けた学校として、第三小学校、大南学園第七小学校、村山学園第二中学校が指定されております。なお、五つの資質については、後ほど説明いたします。

実施期間は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成32年度までとなっております。

続きまして、リーフレット1ページ目の上段に記載しておりますが、オリンピック・パラリンピック教育に取り組んでいく上での基本的視点が示されております。

まず、1点目として、発達段階や興味、関心に応じて、何らかの形でオリンピック・パラリンピックに関わるといった、全ての子供が大会に関わること。2点目に、知識の習得だけではなく、実際に体験することで学びを深めるといった、体験や活動を通じて学ぶことを重視すること。3点目に、東京2020大会とさらにその先を見据え、計画的・継続的に教育を展開していくということが定められております。

次に、各学校が具体的にオリンピック・パラリンピック教育を展開していくに当たって、4×4の取組というものが定められ、これに基づいて進めていくこととなっております。このことについては、リーフレットに図示をしておりますが、四つのテーマに四つのアクションを組み合わせて実践していくことを表しております。

まず、その四つのテーマですが、1点目として、オリンピズムやパラリンピックの精神の学習といった「オリンピック・パラリンピックの精神」。2点目に、スポーツへの興味・関心を高め、スポーツに親しみ、体力・運動能力を向上する取組やパラリンピックに関する学習や障害者スポーツの体験を通じた、障害者理解推進の取組といった「スポーツ」。3点目に、日本や東京都、郷土の歴史、伝統文化を探求し、愛着を深める取組や国際理解教育の推進に加え、開催都市にふさわしい国際交流を行うといった「文化」。4点目に、持続可能な社会に向けた環境学習とその実践といった「環境」となっております。

続きまして、四つのアクションについてですが、1点目に、テーマに対する基本的・基礎的な知識及び技能を習得するといった「学ぶ（知る）」ということ。2点目に、自身が興味・関心をもち、自ら抱いた疑問や課題を解決するために観察をするといった「観る」ということ。3点目に、自身が興味・関心をもち、自ら抱いた疑問や課題を解決するために実際に体験・交流するといった「する」ということ。4点目に、大会運営などの取組を通じ、ボランティアマインドや社会貢献の心の醸成を進めるといった「支える」ということです。

これらを組み合わせて、各学校は自校の実態や状況に合わせて、オリンピック・パラリン

ピック教育に取り組んでいくことになります。

続きまして、リーフレットの中、見開きを御覧ください。

今年度の市内各学校の活動状況につきまして掲載をしております。なお、この掲載に当たっては、各学校の取組内容を重点的に育成すべき五つの資質に分類して掲載しております。

この重点的に育成すべき五つの資質についてですが、まず1点目として、先に述べました、四つのアクションのうち、特に「支える」活動を通じて、社会に貢献しようとする意欲や他者を思いやる心などのボランティアマインドを醸成するとともに、子供たちの自尊感情を高めることを目指す「ボランティアマインド」というものが挙げられています。2点目として、障害の有無にかかわらず、共に力を合わせて生きる共生社会を実現するため、障害者理解の学習・体験や障害者との交流を通じて、多様性を尊重し、障害を理解していくことを目指す「障害者理解」。3点目として、様々なスポーツを体験することにより、フェアプレイやチームワークの精神を育み、心身ともに健全な人間を育成することを目指す「スポーツ志向」。4点目に、日本や東京のよさを十分理解するとともに、規範意識や公共の精神等を学び、身に付けることにより、日本人としての自覚と誇りをもてるようにすることを目指す「日本人としての自覚と誇り」。最後に5点目ですが、世界の人々と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、豊かな国際感覚を醸成し、世界の多様性を受け入れる力を育てることを目指す「豊かな国際感覚」となっております。

リーフレットの最後のページを御覧ください。

過日開催いたしました教育のつどいですが、「支え合い、助け合いがつなぐ‘豊かな心’～TOKYO2020へ向けて～」のテーマの下、開催をいたしました。これは先ほどお話をいたしました五つの資質のうち、「ボランティアマインド」に焦点を当てて取り上げたものです。次年度以降の教育のつどいにつきましても、オリンピック・パラリンピック教育と関連させ、開催することを考えております。平成30年度は「障害者理解」、平成31年度は「スポーツ志向」をテーマに実施し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた気運醸成・意識向上を図ってまいりたいと考えております。

また、最後に、今まで各学校が取り組んでまいりましたハワイの現地小学校やシアトルの小学校との交流、また本市が隣接する米軍横田基地内の小中学校との交流などをはじめとした国際理解教育に加え、先ほど説明のありましたようにモンゴル国のホストタウンとなることから、モンゴル国との交流活動につきましても、オリンピック・パラリンピック教育の中で今後取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○藤野市長 はい、ありがとうございました。

ここまでで、皆様から御質問、御意見等はございませんでしょうか。

土田教育委員。

○土田委員 この度のホストタウン登録、非常に嬉しく思っております。子供たちが置かれている環境は、近年ますますグローバル化社会が進行してきて、この機会を捉えて、ますます方向的には進んでいく、一つの手段としてはありがたい良い環境をつくっていただくと感謝しているところであります。

先ほどもオリンピック・パラリンピック競技大会に係るホストタウン登録の概要の中でも御説明をいただきましたが、これからの計画の中で、一点は相撲を中心とした相手国との交流ということもうたわれております。第十小学校には、PTAの役員の皆さん方のお力を借りて、ボランティアで土俵ができております。地方に行くと、こういった土俵が公園にありまして、その土俵も露天にあるのではなく、大きな柱をもって屋根がついて、相撲の土俵という雰囲気を保ったものを見ることができます。

これを機会に、モンゴル国からの子供たちも来ることを踏まえて、教育委員会のお力をかなりいただいて、第十小学校の土俵にも、ボランティアでそういった施設をつくっていただければいいなと思っております。ボランティアというのも、当然経費を伴うことをあまり要望したくはないのですが、節約しながら、例えば、大南公園にたくさん木があって、少し間引きをした方がよいのではないかとということもあるので、ヒノキを4本ほど倒して柱にすると。あとは、民間がお持ちの山で少し間引きした方がよいと思われるところが市内で見受けられるので、そういった地主さんに協力していただいて、材料費はいただいて、あとはボランティアで大工さん、いろいろな方にお力をいただくと良いものができるのかと思っております。市教育委員会が音頭取りをすると、大きく発展するのではないかと思いますので、こういったこともこれから全てを振興させるためにお考えいただけたらと思っておりますので、ぜひ要望させていただきます。

○藤野市長 要望でよろしいですか。

○土田委員 はい。

○藤野市長 要望として承らせていただきます。ありがとうございます。

杉原委員。

○杉原委員 モンゴル国のホストタウンに登録されて、オリンピック・パラリンピックの後

も交流が継続されるということで、素晴らしいなと思います。

子供たちに対して、未来に架ける橋と言いますか、大人がやってあげられるプレゼントかなと思うのですが、モンゴル国の公用語はモンゴル語ですよね。言葉を通じてでなくても、いろいろ交流はできると思いますが、英語などもモンゴルでは盛んなのでしょうか。普通に話せる状況、それともモンゴル語やカザフ語が主なのでしょうか。

○藤野市長 企画政策課長。

○鈴木企画政策課長 委員がおっしゃるとおり、公用語はモンゴル語になります。文字はキリル文字といいまして、ロシアの影響が強かったことから、ロシア文字が一般的には通用しているそうです。昔の本当のモンゴル文字というのは、中東の文字が縦になったような文字です。

言葉については、市長と一緒に渡航させていただいたときに、新モンゴル高校というところを視察させていただきました。そちらは、日本の教育に感銘した方が学校を創りまして、中高一貫で、今は幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、高専まで大きくなっているところです。今年には、日馬富士が創る第二の高校ができると伺っております。その中では、高校一年生から日本語教育をしているそうです。二年生になるとほぼ理解できる、三年生になると普通にしゃべれるというような感じではありました。英語については、小学校二年生、三年生頃から始めていて、英語はしゃべれますとおっしゃっていました。その学校がある程度裕福な子供たちが来ているので特殊なのかもしれませんが、モンゴルの子供たちをお呼びするときには、当然言葉が通じないところもありますので、通訳を雇おうとは考えております。ただ、子供たち同士なので、ある程度の交流はできるものと考えております。

○杉原委員 違いから学んだりだとか、逆に似たところを発見したりだとか、そういう交流は子供たちにとって得るものが大きいと思うので、素晴らしいと思います。

○藤野市長 モンゴル語というのは全く分からなかったですね。ただ、日本語を皆さんがすごく勉強されているなと感じがありました。親日国なので。日本とモンゴルというのは、蒙古斑も日本人とモンゴル人だけ、御先祖が同じなのではないかと言われておりますね。

○杉原委員 ありがとうございます。

○藤野市長 他にありますか。

この件についてその他に何かございませんようでしたら、事務局の方から他にお話しておくことはございますか。

○鈴木企画政策課長　　ございません。

○藤野市長　委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎閉会の辞

○藤野市長　　ないようでございますので、平成29年度の総合教育会議をこれをもって終了させていただきます。

　　ありがとうございました。

午後　2時52分閉会